

## 少年法における 年齢による取扱いの差異

## 少年法における年齢による取扱いの差異

年齢	保護処分	刑事処分		死刑・無期刑の緩和
20歳以上	保護処分の対象外【処分時】 (ただし、収容継続等がある。)	刑事処分の対象 (有期刑の上限は20年, 併合罪の場合は30年) 【処分時】		死刑をもって処断可能【行為時】
19歳	保護処分の対象【処分時】 (ただし、処分時に14歳未満の少年については、特に必要と認める場合に限り少年院送致が認められている。)	刑事処分が相当である場合、家裁は検察官に送致【処分時】	故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、家裁は原則として検察官に送致(原則逆送) 【行為時】	
18歳				
17歳		有期刑をもって処断すべきときは、不定期刑(長期の上限は15年, 短期の上限は10年) 【処分時】		死刑をもって処断すべきときは、無期刑を科する【行為時】
16歳				
15歳				
14歳				
14歳未満		刑事処分の対象外【行為時】		

※ 【処分時】は、処分時の年齢によるもの。  
 【行為時】は、行為時の年齢によるもの。